

化審法の施行状況（平成26年度）

平成27年8月3日

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

目 次

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の概要	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の概要	3
化審法の体系	4
2. 新規化学物質の事前審査及び確認	
新規化学物質届出件数の推移	6
新規化学物質の用途別届出状況(平成26年度)	7
新規化学物質の用途別届出件数	8
新規化学物質の判定結果(平成26年度)	9
低生産量新規化学物質の確認件数の推移	10
低生産量新規化学物質の用途別確認状況(平成26年度)	11
少量新規化学物質届出件数の推移	12
少量新規化学物質の用途別届出状況(平成26年度)	13
中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移	14
少量中間物等確認制度の創設	15
少量中間物等制度における確認件数推移(平成26年度)	16
少量中間物等確認制度の記載例	17
低懸念高分子化合物の確認件数の推移	18
新規化学物質の審査制度の合理化	19
3. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価	
一般化学物質の製造・輸入実績の届出	21
優先評価化学物質の指定	22
優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握	23
有害性情報の報告制度	24
優先評価物質のリスク評価の状況	25
一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出期間の延長	26
4. 化学物質の性状に応じた規制措置	
監視化学物質の製造・輸入数量の推移	28
第二種特定化学物質の出荷数量の推移	29
第一種特定化学物質の新たな指定	30

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

目的

○人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

○新規化学物質の事前審査

→新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度

○上市後の化学物質の継続的なリスク評価（平成23年度より）

→製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告、有害性調査指示等により上市されている全ての化学物質を継続的にリスク評価

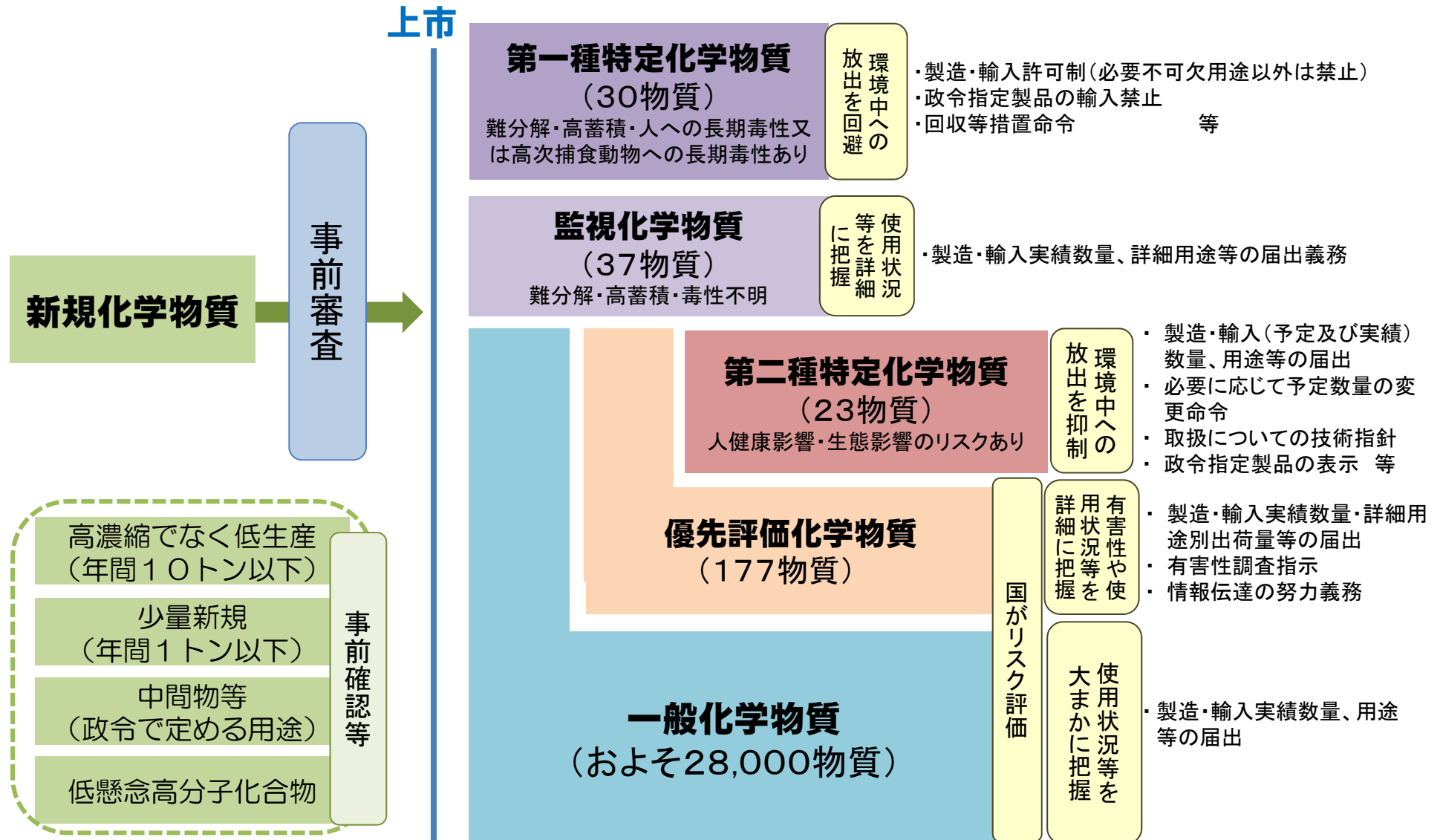
○化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制措置

→性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定

→製造・輸入予定数量の把握、製造数量等の変更命令、製造・輸入許可、使用制限等

化審法の体系

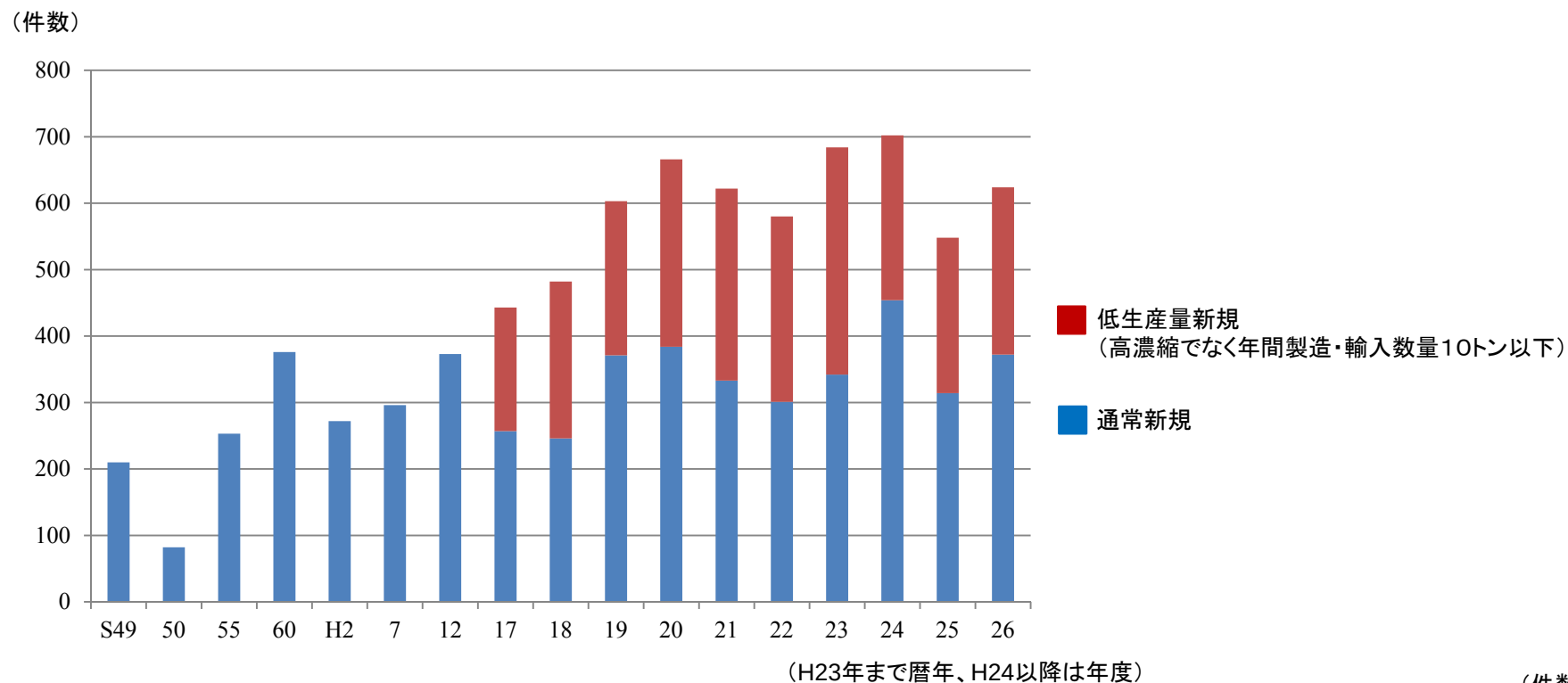
○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。



※物質数は平成27年4月1日時点のもの

2. 新規化学物質の事前審査及び確認

新規化学物質の届出件数の推移

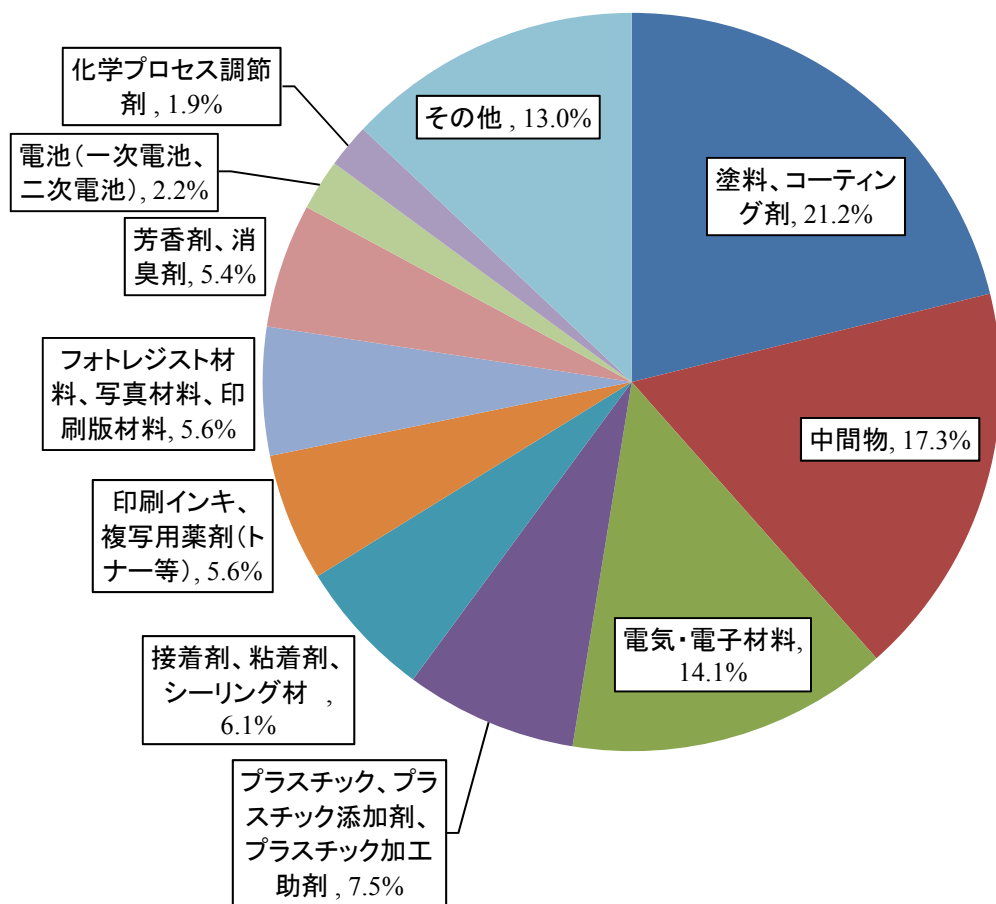


	S49	50	55	60	H2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
製造	114	45	160	286	218	223	291	349	381	452	502	440	402				
輸入	96	37	93	90	54	73	82	94	101	151	164	182	151				
製造及び輸入													27	684	702	552	624
合計	210	82	253	376	272	296	373	443	482	603	666	622	580	684	702	552	624

(H23年まで暦年、H24以降は年度)

※「届出件数」とは、新規化学物質の判定を受けるために、届出者が国に提出した書類の件数（化審法第3条第1項に基づき、国に提出のあった届出書の件数）。

新規化学物質の用途別届出状況(平成26年度)



用 途	件数	割合
塗料、コーティング剤	132	21.2%
中間物	108	17.3%
電気・電子材料	88	14.1%
プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	47	7.5%
接着剤、粘着剤、シーリング材	38	6.1%
印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)	35	5.6%
フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	35	5.6%
芳香剤、消臭剤	34	5.4%
電池(一次電池、二次電池)	14	2.2%
化学プロセス調節剤	12	1.9%
その他	81	13.0%
合計	624	

新規化学物質の用途別届出件数

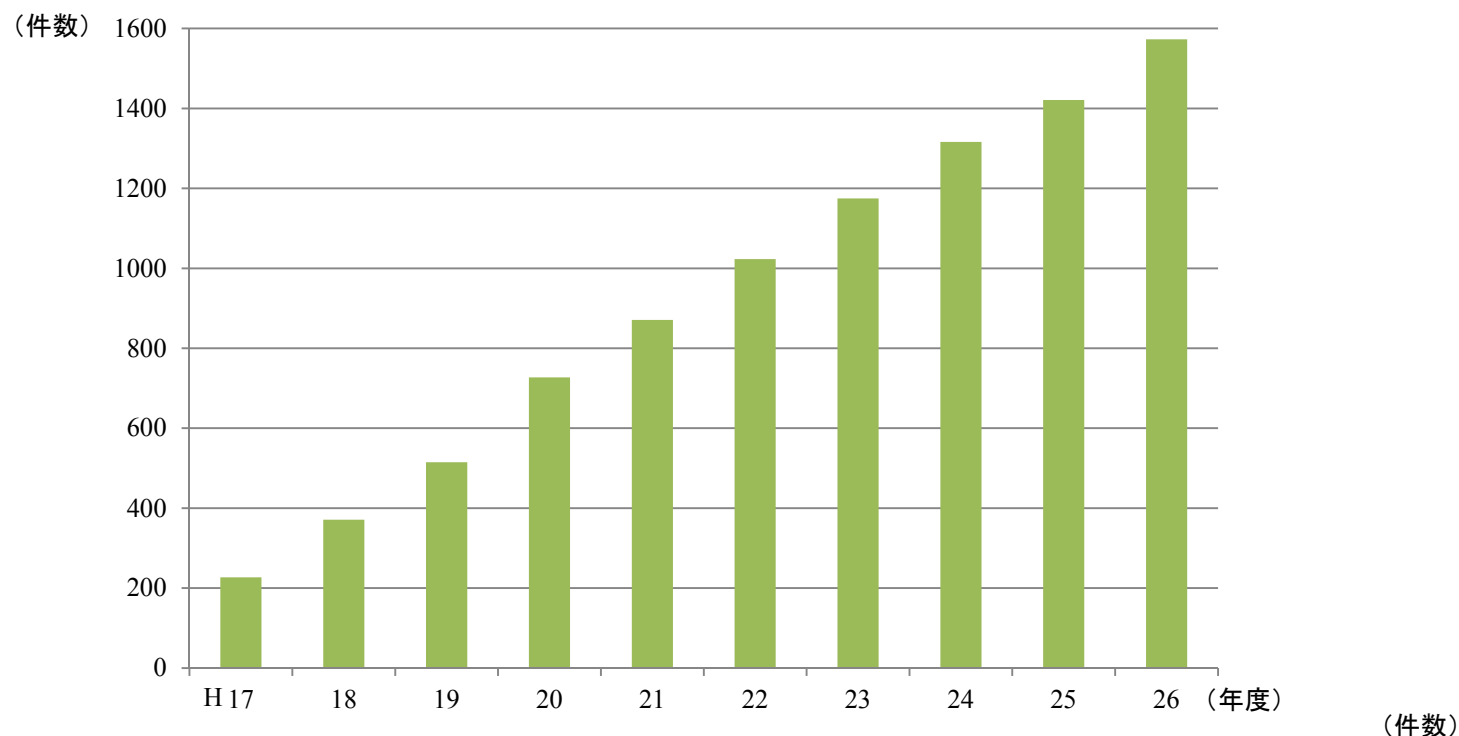
用途番号	用途	H22	23	24	25	26	小計
1	中間物	48	90	91	82	108	419
2	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	1	3	13	4	5	26
3	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	0	2	0	0	0	2
4	金属洗浄用溶剤	0	0	0	1	0	1
5	クリーニング洗浄用溶剤《洗濯業での用途》	0	0	0	0	0	0
6	その他の洗浄用溶剤	1	0	0	1	4	6
7	工業用溶剤	3	2	2	1	4	12
8	エアゾール用溶剤	1	0	0	0	0	1
9	その他の溶剤	1	0	0	0	0	1
10	化学プロセス調節剤	8	10	9	11	12	50
11	着色剤（染料、顔料、色素、色材）	18	4	10	5	4	41
12	水系洗浄剤1《工業用途》	3	3	1	2	1	10
13	水系洗浄剤2《家庭用・業務用の用途》	3	4	1	10	2	20
14	ワックス（床用、自動車用、皮革用等）	0	0	0	0	0	0
15	塗料、コーティング剤	62	119	181	93	132	587
16	印刷インキ、複写用薬剤（トナー等）	21	35	33	15	35	139
17	船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	0	0	3	1	0	4
18	殺生物剤1[成形品に含まれ出荷されるもの]	0	0	0	0	0	0
19	殺生物剤2[工程内使用で成形品に含まれないもの]《工業用途》	0	0	1	0	0	1
20	殺生物剤3《家庭用・業務用の用途》	1	0	5	0	0	6
21	火薬類	0	1	1	1	0	3
22	芳香剤、消臭剤	2	8	4	13	34	61
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	19	25	27	37	38	146
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	42	47	59	29	35	212
25	合成繊維、繊維処理剤	10	20	15	35	10	90
26	紙・パルプ薬品	0	13	4	4	2	23
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	26	43	50	27	47	193
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	7	9	3	19	9	47
29	皮革処理剤	0	0	1	0	0	1
30	ガラス、ほうろう、セメント	1	1	4	0	2	8
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	0	3	0	1	1	5
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	0	0	1	0	1	2
33	金属製造加工用資材	1	0	0	0	0	1
34	表面処理剤	2	3	10	7	2	24
35	溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	0	0	0	0	0	0
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤（エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等）	7	13	12	18	11	61
37	金属加工油（切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等）、防錆油	1	0	0	2	4	7
38	電気・電子材料	149	198	130	104	88	669
39	電池材料（一次電池、二次電池）	10	5	14	18	14	61
40	水処理剤	9	2	3	4	3	21
41	乾燥剤、吸着剤	0	0	2	0	0	2
42	熱媒体	1	3	0	0	0	4
43	不凍液	0	0	0	0	0	0
44	建設資材添加物（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	0	6	2	4	4	16
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	1	0	1	0	2	4
46	分離・精製プロセス剤《鉱業、金属製造業での用途》	0	0	0	0	1	1
47	燃料、燃料添加剤	2	0	0	0	1	3
98	その他の原料、その他の添加剤	9	6	3	1	1	20
99	輸出用	0	6	6	2	7	21
	合 計	470	684	702	552	624	3032

（H23年まで暦年、H24以降は年度）

新規化学物質の判定結果(平成26年度)

第1号(難分解性かつ高蓄積性かつ人健康影響の疑い又は生態影響あり)	0
第2号(難分解性かつ人健康影響の疑いあり(高蓄積性でない))	28
うち、(分蓄+スク毒)によるもの	28
第3号(難分解性かつ生態影響あり(高蓄積性でない))	3
うち、(分蓄+スク毒)によるもの	3
第4号 (難分解性かつ人健康影響の疑いあり・生態影響あり(高蓄積性でない))	52
うち、(分蓄+スク毒)によるもの	52
第5号(疑いなし又は良分解性)	289
うち、良分解であることによるもの	29
うち、(分蓄+スク毒)によるもの	22
うち、(高分子FS)によるもの	238
低生産量(難分解性(高蓄積性でない))	252
合計	624

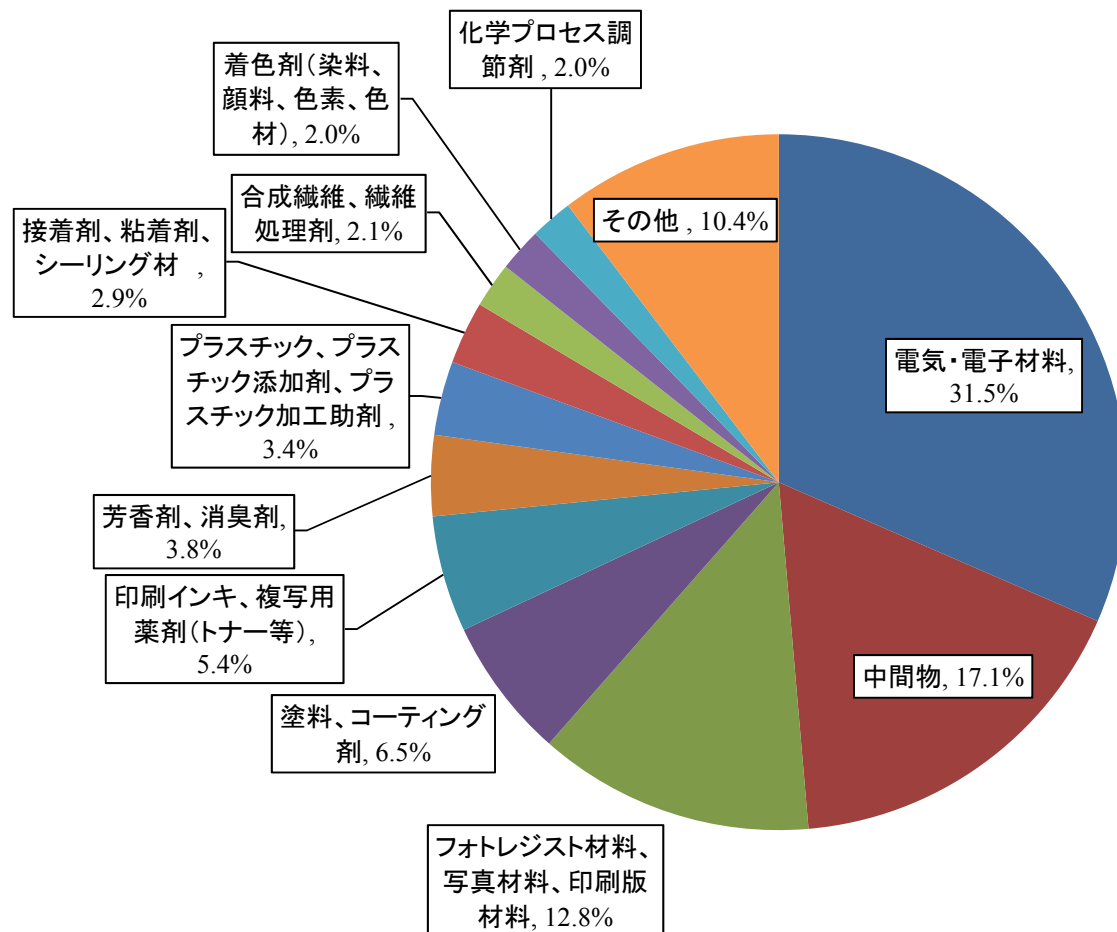
低生産量新規化学物質の確認件数の推移



	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
製造	156	261	341	477	569					
輸入	71	110	174	250	302					
製造及び輸入						1,023	1,175	1,316	1,421	1,573
合計	227	371	515	727	871	1,023	1,175	1,316	1,421	1,573

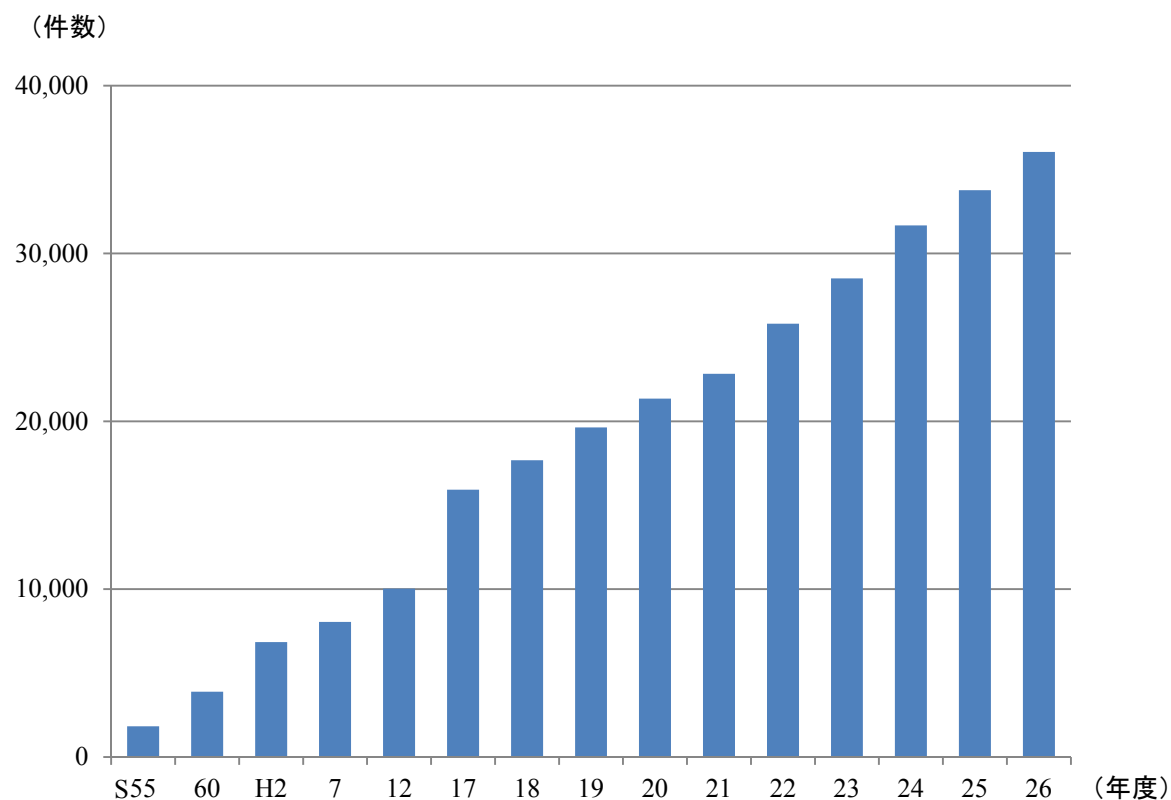
※「低生産量新規化学物質の確認件数」とは、低生産量の数量確認を受けるために、申出者が国に提出した書類の件数（化審法第5条の第4項に基づき、国に提出のあった申出書の件数）。

低生産量新規化学物質の用途別確認状況(平成26年度)



用 途	件数	割合
電気・電子材料	496	31.5%
中間物	269	17.1%
フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	202	12.8%
塗料、コーティング剤	103	6.5%
印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)	85	5.4%
芳香剤、消臭剤	59	3.8%
プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	54	3.4%
接着剤、粘着剤、シーリング材	46	2.9%
合成繊維、繊維処理剤	33	2.1%
着色剤(染料、顔料、色素、色材)	32	2.0%
化学プロセス調節剤	31	2.0%
その他	163	10.4%
合計	1,573	

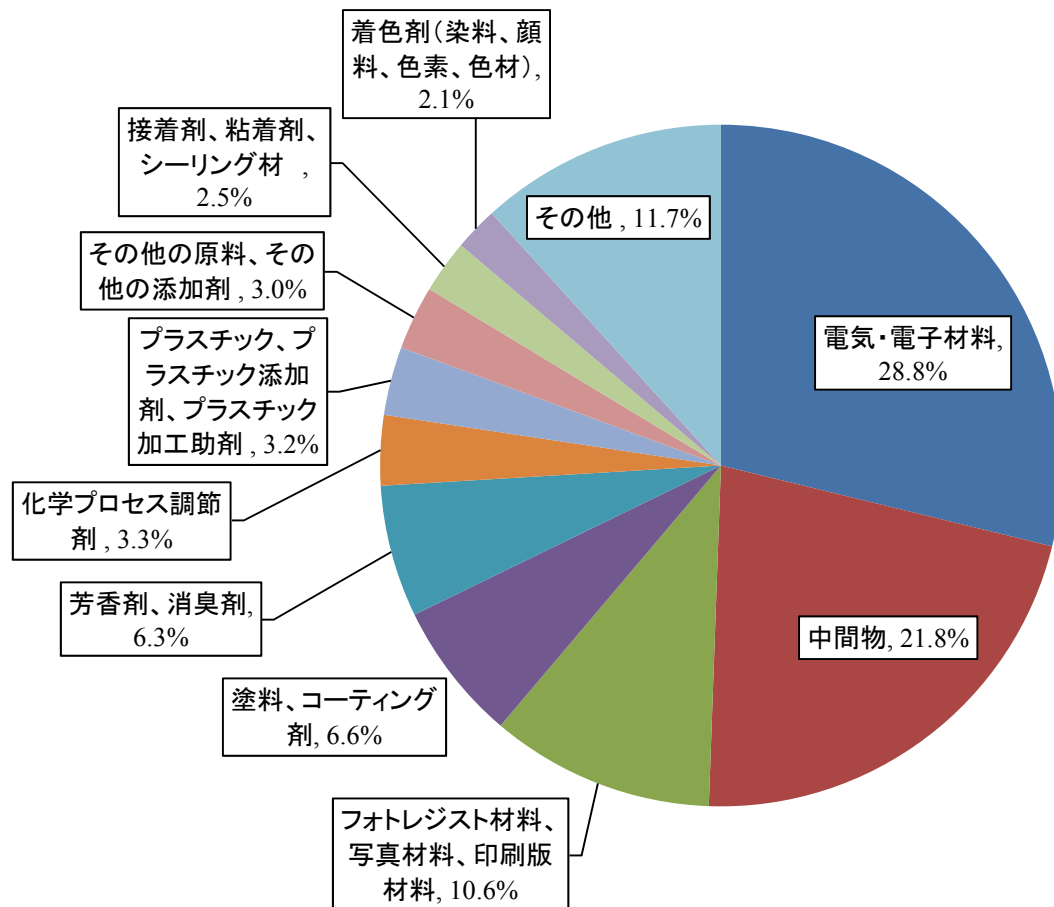
少量新規化学物質の申出件数の推移



	S55	60	H2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
製造	937	2,177	4,799	5,951	7,222	10,650	11,644	12,694	13,550	14,123	0	0	0	0	0
輸入	896	1,716	2,049	2,099	2,810	5,273	6,040	6,947	7,805	8,704	0	0	0	0	0
製造及び輸入											25,815	28,519	31,672	33,766	36,052
合計	1,833	3,893	6,848	8,050	10,032	15,923	17,684	19,641	21,355	22,827	25,815	28,519	31,672	33,766	36,052

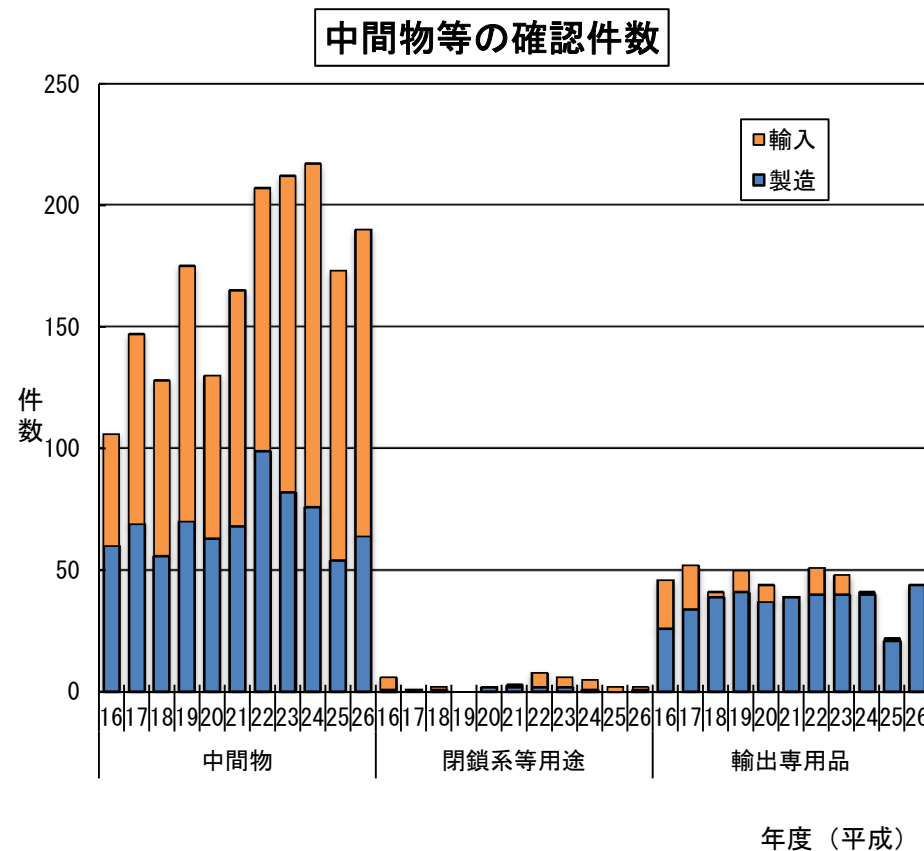
(注) 同一物質の申出を含む。 12

少量新規化学物質の用途別申出状況(平成26年度)



用 途	件数	割合
電気・電子材料	10,386	28.8%
中間物	7,846	21.8%
フォトレジスト材料、写真材料 印刷版材料	3,827	10.6%
塗料、コーティング剤	2,380	6.6%
芳香剤、消臭剤	2,258	6.3%
化学プロセス調節剤	1,200	3.3%
プラスチック、プラスチック添 加剤、プラスチック加工助剤	1,171	3.2%
その他の原料、その他の添 加剤	1,092	3.0%
接着剤、粘着剤、シーリング 材	910	2.5%
着色剤(染料、顔料、色素、 色材)	750	2.1%
その他	4,232	11.7%
合計	36,052	

中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移



	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
中間物	106	147	128	175	130	165	207	212	217	173	190
製造	60	69	56	70	63	68	99	82	76	54	64
輸入	46	78	72	105	67	97	108	130	141	119	126
閉鎖系等	6	1	2	0	2	3	8	6	5	2	2
製造	1	1	1	0	2	2	2	2	1	0	1
輸入	5	0	1	0	0	1	6	4	4	2	1
輸出専用品	46	52	41	50	44	39	51	48	41	22	44
製造	26	34	39	41	37	39	40	40	40	21	44
輸入	20	18	2	9	7	0	11	8	1	1	0
合計	158	200	171	225	176	207	266	266	263	197	236
製造	87	104	96	111	102	109	141	124	117	75	109
輸入	71	96	75	114	74	98	125	142	146	122	127

少量中間物等確認制度の創設

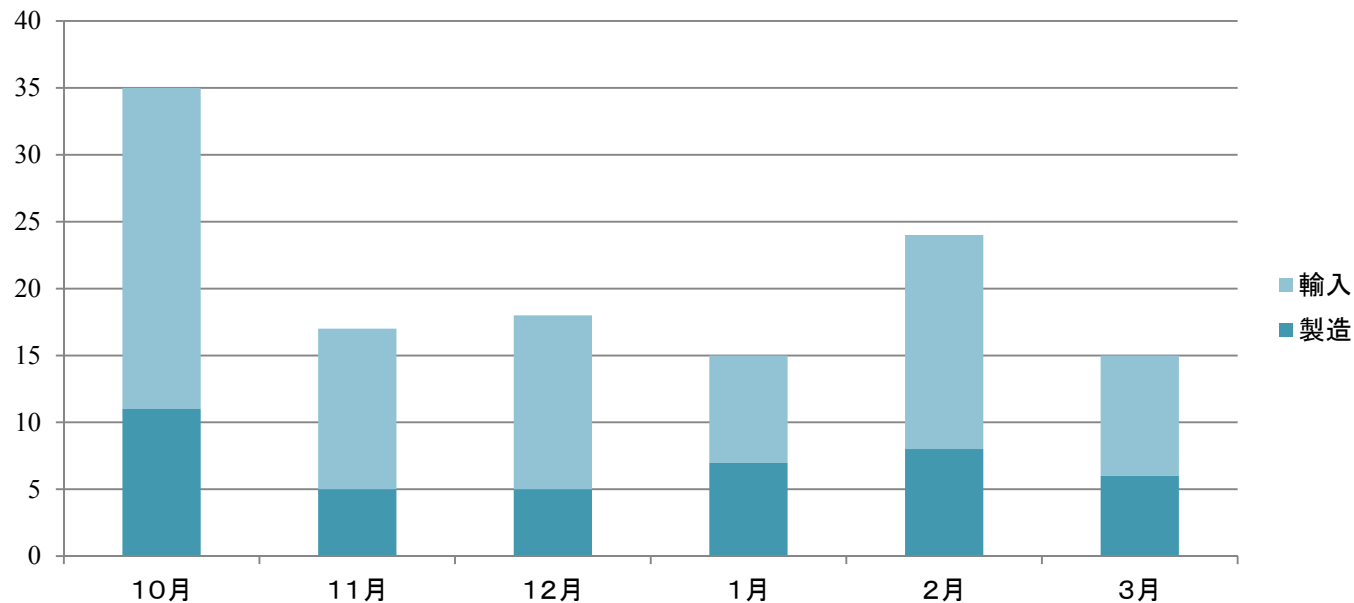
- 化審法の合理化措置の1つとして、少量中間物等の確認制度を創設。
(平成26年6月30日公布、平成26年10月1日施行)
- 新規化学物質の事前審査を免除する特例として、①少量新規、②中間物等の確認制度があるが、それぞれに以下の制約がある。
 - ①少量新規の確認制度は、一年度で日本全国1トン以内という制約があり、また、毎年確認を受ける必要がある。
 - ②中間物等の確認制度は、詳細な説明資料を提出する必要があり、時間がかかる。

☆少量中間物等確認制度のメリット

- ①1申出者(製造者または輸入者)一年度1トンの確認を取得可能。
- ②一度確認を受ければ、主に以下の変更がない限り、毎年度の確認は不要。
 - ・製造・輸入予定数量の増加
 - ・製造事業所の変更
 - ・使用事業者及び使用事業所の変更
 - ・輸出先国の変更
- ③申出書の提出は、随時受付。
- ④中間物等新規化学物質確認制度と比べ、提出資料を簡素化。
 - ・施設図、プロセスフロー、環境放出量の算出根拠などの書類は提出不要。
- ⑤国の審査時間を大幅に短縮。
 - ・中間物等新規化学物質確認制度で実施している事前相談は不要。
 - ・申出書受理から確認までの標準処理期間は原則1ヶ月程度。

少量中間物等制度における確認件数推移(平成26年度)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中間物	27	15	14	12	21	13	102
製造	3	3	1	4	5	4	20
輸入	24	12	13	8	16	9	82
輸出専用品	8	2	4	3	3	2	22
製造	8	2	4	3	3	2	22
輸入	0	0	0	0	0	0	0
製造	11	5	5	7	8	6	42
輸入	24	12	13	8	16	9	82
計	35	17	18	15	24	15	124



様式第2:通常中間物等制度に同じ
様式第2の別紙(以下の内容を記載)

☆施設、設備、プロセスフロー、環境放出量の算出根拠等の詳細書類は不要

(6) 申出をする年度の製造(輸入)予定数量が1トン以下であることを説明した書面

- ①今年度の製造(輸入)実績数量(※) 0kg
②本確認を受けた後に今年度製造(輸入)する予定数量(※) 1,000kg

(※)中間物の確認(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第4号に基づき、同法施行令第3条第1項第1号で定める場合に該当する旨の確認)を受けて製造(輸入)する数量に限る。

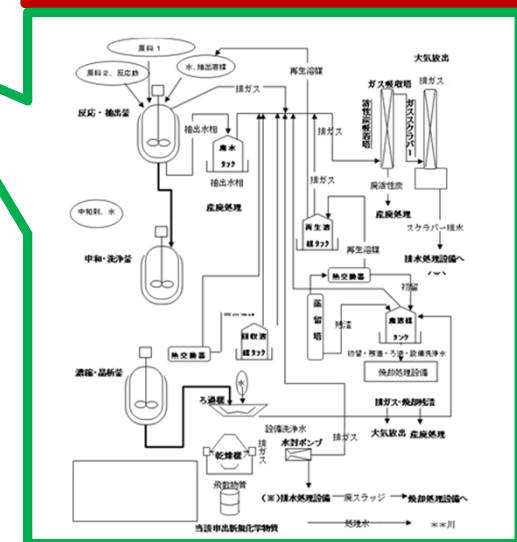
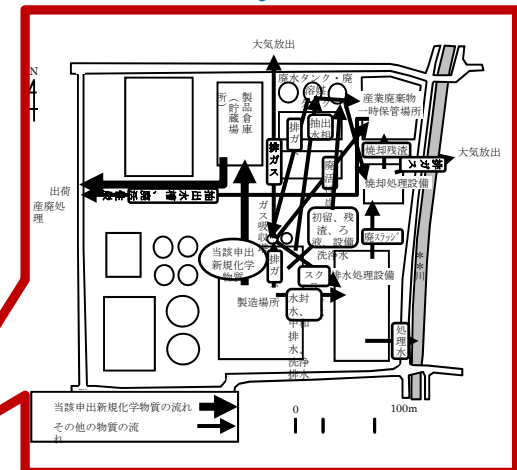
(7)製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、製造、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

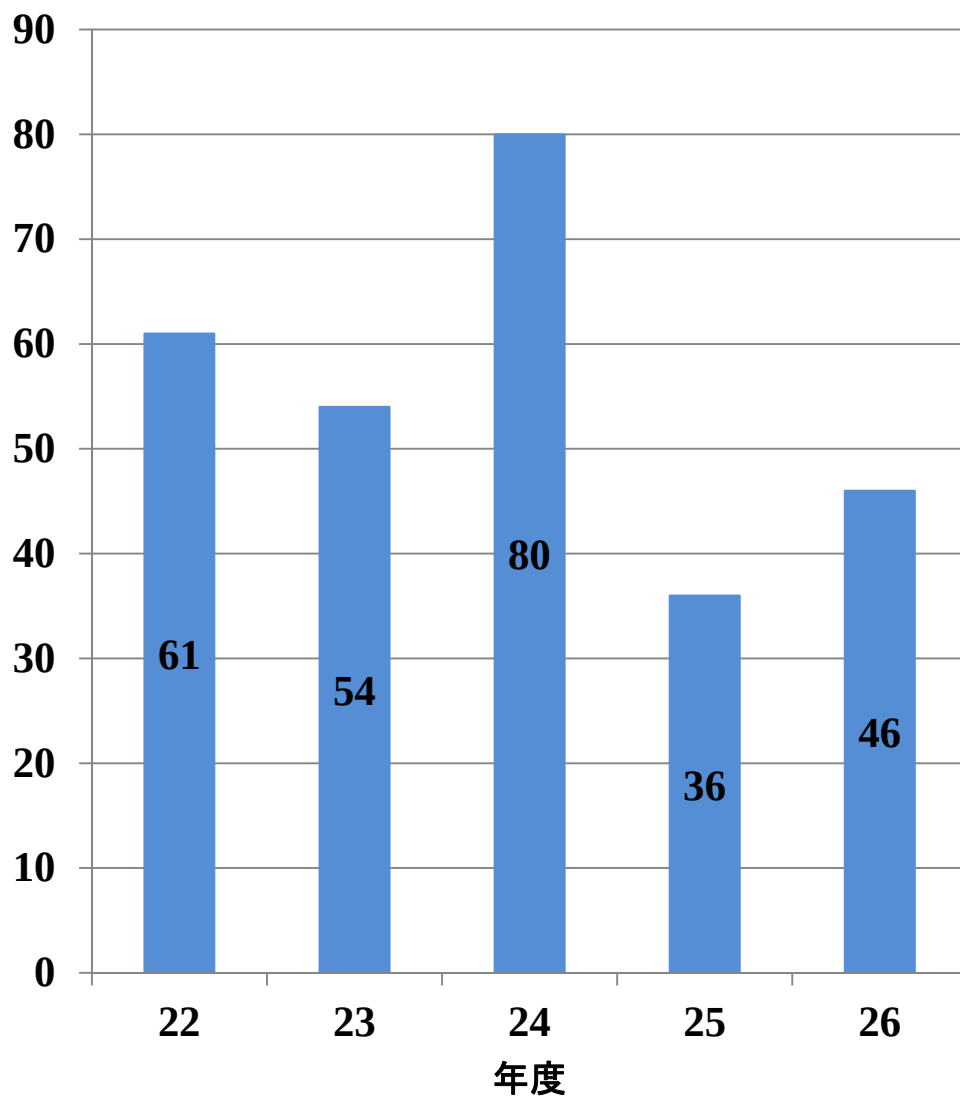
- ・製造時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、製造設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・出荷時において、輸送業者にはSDS(又はイエローカード)を携行させる等の措置を講じる。
- ・施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

(8)製造(輸入)しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

化学物質の適切な管理に係る責任者の設置等社内体制を整備する。また、化学物質の適切な取扱いに係る社内規程を整備し、事業所に常備し、当該新規化学物質を取り扱う従業員等への周知徹底等を行う。



低懸念高分子化合物の確認件数の推移



※平成22年度より制度新設

(参考)低懸念高分子化合物の確認制度

高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして三大臣が定める基準に該当する旨の事前確認を受けた場合、新規化学物質の届出をせずに製造・輸入ができる。

新規化学物質の審査制度の合理化

イオン性化合物の蓄積性評価に関する新たなルール(平成26年6月30日)

○非解離状態におけるlogPowを測定することが困難なスルホン酸、カルボン酸、両性イオン化合物、4級アミンなどのイオン性化合物について、中性付近(pH=7付近)で測定した見かけのオクタノール／水分配係数(logD)が2.5未満の場合は、高濃縮性でないと判定できることとする。

○なお、トリフルオロメチル基(CF₃-)又はテトラフルオロエチレン基(-CF₂-CF₂-)を構造の一部に有する化合物には本ルールは適用しない。

(注1)本ルールにおいて「非解離状態におけるlogPowを測定することが困難なイオン性化合物」とは、原則として、酸であればpKa<3、塩基であればpKa>11のものとする。

(注2)慎重を期すため、本ルールをいきなり判定基準として位置づけるのではなく、事例を重ねつつ適用範囲等に問題がないことを確認することとする。そのため、当面は事前に事務局に相談することを必須とし、生物蓄積性に広い知見を有する審議会委員(数名)と事務局において、構造式やpKaなどの情報から相談された化学物質が本ルールの適用対象として問題ないかどうか判断することとする。

(注3)現行の判定基準におけるlogPowの取扱と同様に、界面活性のある物質、分子量分布を有する混合物、有機金属化合物、純度の低い物質(HPLC法を除く)及び無機化合物には適用しない。

(HPアドレス) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/shinki/140630_logD.pdf

3. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価

一般化学物質の製造・輸入実績の届出

○平成22年度実績から、一般化学物質を年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務を課す制度を導入。

○平成22年度実績：31,301件（1,422社） 6,813物質

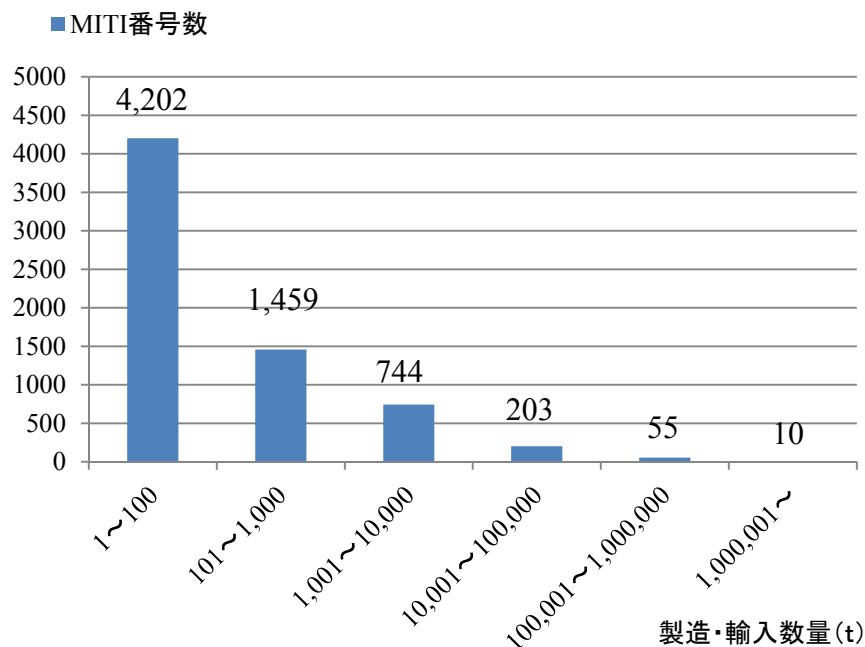
・平成23年度実績：29,938件（1,406社） 7,067物質

・平成24年度実績：28,883件（1,361社） 6,728物質

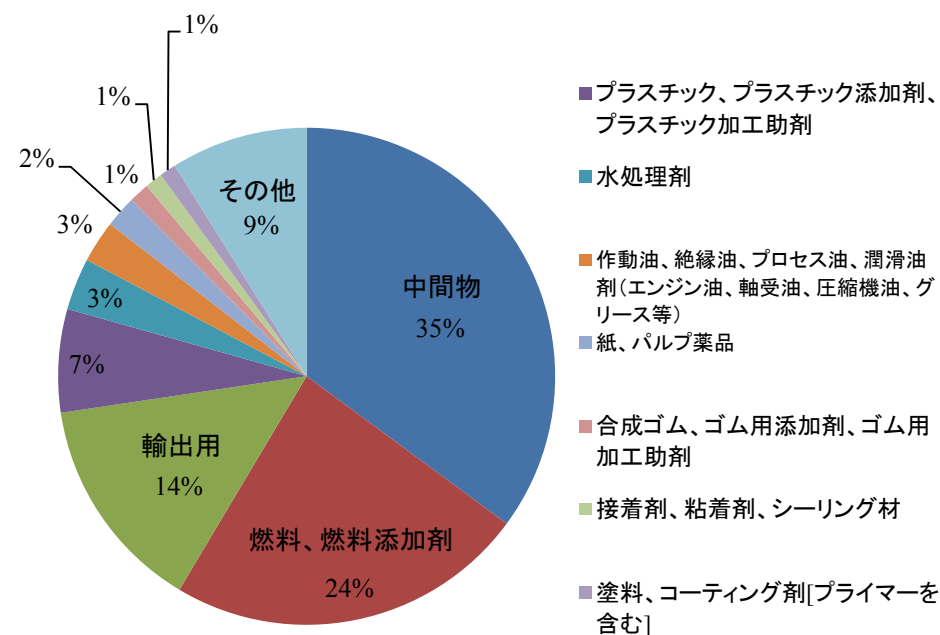
・平成25年度実績：28,357件（1,348社） 6,673物質

○本届出実績を集計・公表するとともに、暴露クラスの推計に活用。

＜届出物質の数量分布（平成25年度実績）＞



＜届出物質の用途分布（平成25年度実績）＞



※出荷数量ベース

(注)リスク評価を行う必要がないものとして指定された化学物質は届出不要とされている。

優先評価化学物質の指定状況

優先評価化学物質：177物質（人健康影響によるもの：122物質、生態影響によるもの：77物質）

※平成27年4月1日時点

スクリーニング評価実施時期 （一般化学物質）	H23.1	H24.1	H24.7	—	H25.7	H25.7	—	—	H26.11 (H26.12)
スクリーニング評価実施時期 （新規化学物質）	—	—	—	H24.11	—	—	—	—	—
リスク評価実施時期	—	—	—	—	—	—	H26.7 (評価Ⅰ)	H26.12 (評価Ⅱ)	—
優先評価化学物質 指定日／指定取消日	H23.4.1	H24.3.22	H24.12.21 H25.3.22	H25.3.22	H25.12.20	H26.4.1	H26.10.1	H27.3.26	H27.4.1
追加指定物質数(合計)	88	9	44	1	22	13	—	—	14
人健康影響によるもの	75	6	31	0	15	1	—	—	1
生態影響によるもの	20	4	20	1	7	12	—	—	20
指定取消物質数(合計)	—	1	—	—	2	4	5	1	—
人健康影響によるもの	—	1	—	—	2	0	3	1	—
生態影響によるもの	—	0	—	—	1	4	2	0	—
物質数の増減	+88	+8	+44	+1	+20	+9	-5	-1	+14

*追加／取消に際して、人健康影響と生態影響の両方に該当することがあるほか、既に優先評価化学物質に指定された物質に指定根拠を追加する場合があることから、合計欄の物質数と内訳の合計は一致しない。

*平成26年11月スクリーニング評価については、生態影響に係る指定根拠追加(7物質)を含む。

優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握

- 優先評価化学物質については、年間１トン以上製造・輸入した事業者に対し、都道府県別詳細用途別出荷数量などについて届出義務が課されている。
- これまでの届出件数：
 - ・ 平成２２年度実績： ８５４件（３４９社）
 - ・ 平成２３年度実績： １,０４９件（４０２社）
 - ・ 平成２４年度実績： １,７３３件（４８１社）
 - ・ 平成２５年度実績： １,９９７件（５５６社）
- 本届出実績を集計・公表するとともに、リスク評価に活用。

一般化学物質と優先評価化学物質の届出内容の違い

	一般化学物質	優先評価化学物質
製造場所	—	事業所名、所在地
製造・輸入数量	年間の製造・輸入数量	都道府県ごとの年間製造数量 国・地域別輸入数量
出荷数量	用途分類別	都道府県別かつ詳細用途分類別
用途分類	約５０分類	約２８０分類

有害性情報の報告制度

○ 化学物質の製造・輸入事業者は、その製造・輸入した化学物質に関して、化審法の審査項目に関する試験等を行って人や動植物に対する毒性など一定の有害性を示す知見を得たときは、国へ報告することが義務づけられている。

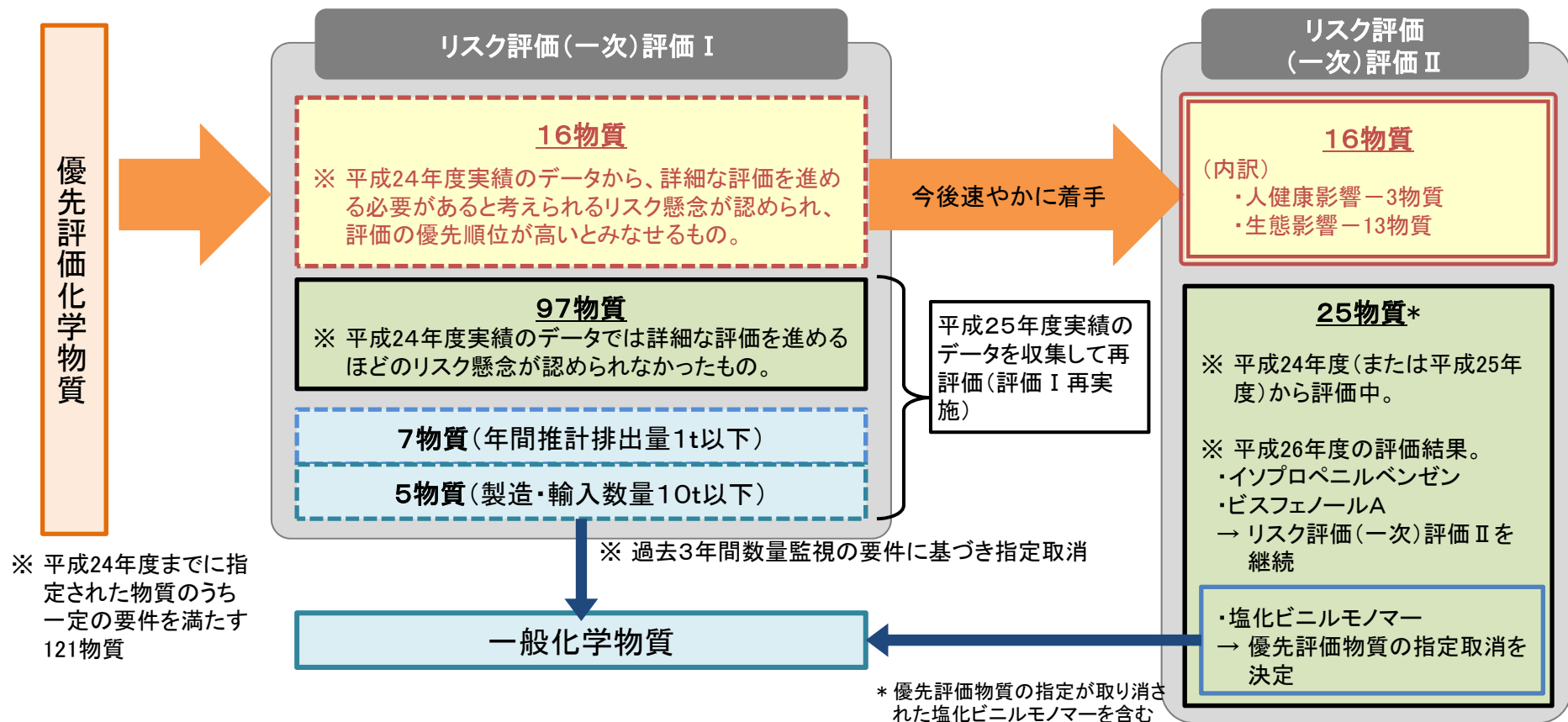
有害性情報の報告件数

(年度)	H22	23	24	25	26
分解性	74	101	88	112	103
蓄積性	3	3	5	1	6
物化性状	6	4	10	3	2
人毒性	90	79	113	104	77
生態毒性	48	37	51	49	31
合計	221	224	267	269	219

優先評価物質のリスク評価の状況

- 平成26年6月の審議会で、評価Ⅱの評価を初めて実施（イソプロペニルベンゼンとビスフェノールA）。併せて、実績数量の少ない優先評価物質指定の取消を初めて決定（5物質）。加えて、平成24年度製造輸入実績に基づくリスク評価Ⅰを実施し、16物質を評価Ⅱ対象として選定。
- 平成26年12月の審議会で初めて、優先評価物質指定の取消を決定（塩化ビニルモノマー）。

優先評価物質のリスク評価の状況（平成26年度）



一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出期間の延長

- 一般化学物質(届出不要物質を除く)及び優先評価化学物質を1トン以上／年度、製造・輸入を行った場合、又は第二種特定化学物質及び監視化学物質を1キログラム以上／年度、製造・輸入を行った場合には、翌年度にその実績を届け出ることが義務付けられている。
- 実績届出については、書面届出、電子届出及び光ディスク届出による届出が可能。
- 平成27年4月より受付を開始する平成26年度の製造・輸入数量等の実績届出について、電子届出及び光ディスク届出による届出期間を6月末から7月末に1ヶ月延長。
(改正省令の公布・施行日:平成27年3月16日)



※届出対象は前年度実績。

4. 化学物質の性状に応じた 規制措置

監視化学物質の製造・輸入数量の推移

(単位:トン)

(実績年度)	H18	19	20	21	22	23	24	25
N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	3,383	3,048	2,312	2,089	2,136	1,832	1,432	1,422
ジベンジルトルエン	905	1,089	1,079	632	1,125	976	1,077	651
水素化テルフェニル	373	610	364	1	430	49	338	207
2, 2', 6, 6'-テトラ-tert-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール	187	202	191	96	99	114	71	98
1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロデカン 注	3,901	3,206	2,744	2,613	3,019	2,646	2,049	80
塩素化パラフィン(C11、塩素数7~12)	24	5	—	—	—	—	28	22
ペルフルオロヘプタン	—	33	29	37	59	55	18	14
1, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-9, 10-アントラキノ	—	—	—	6	6	4	2	4
ジイソプロピルナフタレン	774	780	812	186	283	3	1	1
2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	549	476	123	3	2	2	1	0
4-sec-ブチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	—	—	—	7	—	—	0	0
テトラフェニルスズ	—	—	—	7	—	—	0	0
シクロデカー-1, 5, 9-トリエン	345	316	288	228	102	—	—	—
1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン	—	—	—	—	3	—	—	—
ペルフルオロトリデカン酸	—	—	2	2	—	—	—	—
ジペンテンダイマー又はその水素添加物	2	2	—	—	—	—	—	—
ポリブロモフェニル(臭素数が2から5のものに限る。)	1	—	—	—	—	—	1	—
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	2	—	—	—	—	—	—	—
2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	2	—	—	—	—	—	—	—
α-(ジフルオロメチル)-ω-(ジフルオロメチル)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)](分子量が500以上700以下のものに限る。)	—	—	—	—	—	18	1	—

(※)監視化学物質: 難分解かつ高蓄積性で毒性不明のもの。

注:平成26年5月1日 第一種特定化学物質に指定

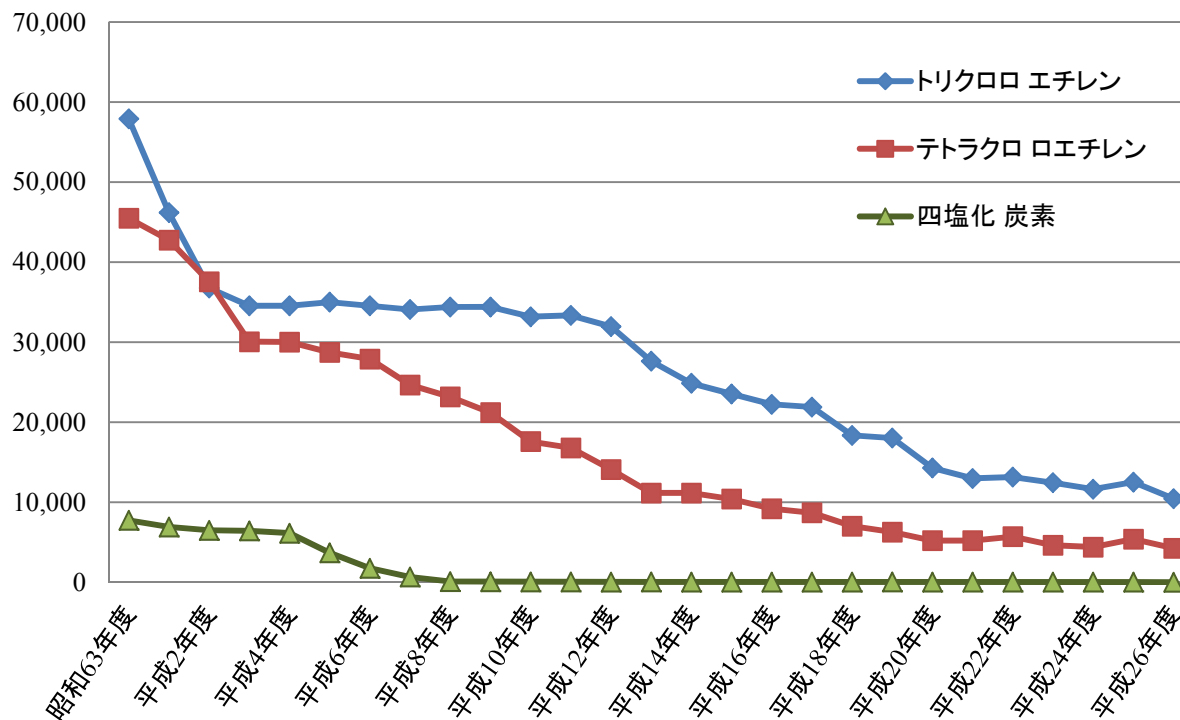
第二種特定化学物質の出荷数量の推移

○現在、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素は、試験研究用以外の目的でも製造・輸入されているが、これらの物質の輸出又は中間体以外の出荷は減少傾向。

第二種特定化学物質の出荷数量(輸出及び中間物向け以外)の推移(単位:トン)

	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	四塩化 炭素
昭和63年度	57,922	45,483	7,736
平成元年度	46,201	42,760	6,904
平成2年度	36,762	37,554	6,492
平成3年度	34,546	30,059	6,420
平成4年度	34,546	30,009	6,127
平成5年度	35,002	28,727	3,681
平成6年度	34,541	27,892	1,747
平成7年度	34,084	24,648	658
平成8年度	34,396	23,159	89
平成9年度	34,394	21,200	70
平成10年度	33,179	17,585	37
平成11年度	33,340	16,787	44
平成12年度	31,952	14,089	27
平成13年度	27,634	11,153	37
平成14年度	24,863	11,148	29
平成15年度	23,537	10,397	22
平成16年度	22,233	9,191	22
平成17年度	21,889	8,683	30
平成18年度	18,351	7,013	27
平成19年度	18,020	6,270	40
平成20年度	14,284	5,198	20
平成21年度	12,971	5,200	16
平成22年度	13,142	5,703	17
平成23年度	12,437	4,618	18
平成24年度	11,628	4,391	15
平成25年度	12,507	5,392	15
平成26年度	10,452	4,253	0

第二種特定化学物質の出荷数量(輸出及び中間物向け以外)の推移 (t)



(※) 第二種特定化学物質について

- ・ 人への長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性あり。
- ・ 相当広範な地域の環境において相当程度残留していると見込まれること等により、人又は生活環境動植物へのリスクあり。
- ・ 指定物質数: 23物質
- ・ 製造・輸入数量(予定及び実績)、用途等の届出義務、必要に応じて予定数量の変更命令、政令指定製品の表示義務 等

第一種特定化学物質の新たな指定

○ エンドスルファン及びヘキサブロモシクロデカン(HBCD)の2物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づき国際的に製造・使用を原則禁止(廃絶)とすることが決定したため、これらの物質を化審法の第一種特定化学物質に指定。

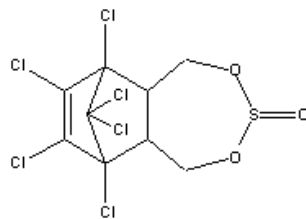
平成26年 5月1日 エンドスルファン及びHBCDの製造・輸入及び使用禁止

平成26年10月1日 HBCDを使用した以下の4製品の輸入禁止

①繊維用難燃処理薬剤、②難燃性EPS用ビーズ、③防災生地、④防災カーテン

○ 第一種特定化学物質は合計30物質。

(エンドスルファン)



過去農薬として使用されていたが、現在は農薬取締法により農薬としての販売・使用は禁止されており、それ以外の用途にも製造・輸入はされていない。

(ヘキサブロモシクロデカン(HBCD))



HBCDは難燃剤として住宅用断熱材や防災カーテン等に用いられていたが、我が国では代替に向けた取り組みが着実に進みつつある。

HBCDの国内での製造は既に終了。平成24年度の輸入量は約2,100トン。